

平成27年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月3日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
建設課長 武重栄吉 農林課長 小平春幸
観光課長 今井一行 会計室長 市川清子 教育次長 宮坂 晃
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 遠山一郎
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午前11時20分

(午前10時00分 開議)

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。これから、3月3日、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

会議に入る前に、議案書の議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例について、誤謬訂正の申し入れがあり、許可をしましたので、お手元に配付してあります正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。

◎日程第1 議案第34号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について、提案の理由の説明を願います。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、総額にそれぞれ3,949万9,000円を減額をするものでございます。予算の総額を51億3,409万3,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、5事業でございます。

まず、3款民生費は、地域介護・福祉空間整備事業で、徳花苑施設内へ保育スペース、地域との共生スペースの整備事業でございまして、全体設計の大幅な変更に伴うものでございます。

次に、7款土木費は、道路ストック総点検事業で、幹線道路等の舗装面を調査するものでございますが、早い降雪により調査に遅れが生じたためでございます。

8款消防費は、再生可能エネルギー基金事業で、太陽光発電施設整備でございます。施行方法に不測の日数を要し、降雪時期と重なり工事の施工ができないためでございます。

9款教育費は、防災機能強化事業で、小中学校体育館、つり天井耐震補強工事でございます。国の補助事業であり、国が繰越事業となったため繰り越しをするものでございます。

10款災害復旧費は、昨年2月の降雪による農業施設パイプハウス被害の復旧であり、建設資材及び業者の不足等により、整備、遅延のためそれぞれ事業繰り越しするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正であります。過年度単独災害復旧事業債並びに緊急防災減災事業債の事業費確定による限度額の変更であります。それぞれ110万円を90万円に、1,400万円を1,100万円とするものであります。

9ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為の補正であります。

ハートフルケアたてしなの事業資金借入金に対する損失補償であり、建築工事費の増額により損失補償限度額を従来の14億円から5億円増額をし、19億円とするものです。

次に、12ページをお願いいたします。

2の歳入ですが、1款町税では、2項固定資産税、5項入湯税については、いずれも徴収実績によるものでございます。

10款地方交付税は、2月に追加交付があり、増額をいたします。

13ページ、12款分担金及び負担金では、保育園の保育料、長時間保育、一時保育の実績見込み及び滞納繰越分の実績による増額。

13款使用料及び手数料は、道路占用料及び教員住宅使用料の実績に伴う、それぞれ増額補正でございます。

14ページをお願いいたします。

2項国庫補助金は、1目民生費国庫補助金で、臨時福祉給付金及び子育て世帯特例給付金、事業費の確定による減額。

4項土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業確定による減額であります。

15ページ、15款県支出金、2項県補助金のうちの3目農林水産業費県補助金は、青年就農給付金推進事業補助金が平成27年度給付分前倒し支給となり増額。農地台帳システム整備事業確定による減額が主なものでございます。

8目災害復旧費県補助金は、被災農業者向け経営体育成支援事業の確定見込みによる減額補正でございます。

16ページをお願いいたします。

16款財産収入で、1項財産運用収入は、契約実績及び徴収実績によるものでございます。

2項財産売払収入は、社会福祉法人への流木売り払い代の減額の補正でございます。

17款寄附金で、1目総務費寄附金は、一般寄附金及び135名からいただいたふるさと寄附金の計上でございます。

17ページ、2目消防費寄附金は、消防施設整備に係る各分団からの寄附金を計上いたしました。

18款繰入金は、寄附者の意向に沿った事業に充当するため計上をしております。充当先は、子育て支援事業経費、ごみ処理一般経費、教育振興経費、観光施設管理経

費、史跡公園管理経費でございます。

18ページをお願いいたします。

21款町債は、起債同意等予定額決定による減額を計上いたしました。

19ページからは3の歳出でございますが、2款総務費、1目一般管理費は、一般管理経費の中で職員退職による給与の減額を計上いたしました。

3目財産管理費は、公の施設指定管理者候補団体選定委員旅費、庁舎管理経費では、実績及び見込みによる補正でございますが、基金管理経費は、20ページのほうに記載がございますが、ふるさと寄附金として344万4,000円を計上いたしました。

5目企画費は、3月26日に予定しております友好都市協定調印式の経費の計上でございます。

2項町税費は、職員減による補正ということでございます。

21ページ、4項選挙費は、既に準備が始まっております県議会議員選挙費用の増額の補正でございます。

22ページをお願いいたします。

7項コミュニティー費は、電気料金値上がりによる光熱水費240万円の増、工事請負費で入札差金として、入札差金による減額を計上いたしました。

23ページ、3款民生費、1項社会福祉費は、24ページにかけてでございますが、実績及び実績見込みによる減額の補正でございます。

25ページになります。

3目保育所費では、保育園園歌制作者松任谷由実さんの写真掲額費用を計上をいたしました。

26ページをお願いいたします。

3項高齢者福祉費は、後期高齢者医療経費で、過年度医療給付費の精算による減額が主なものでございます。

27ページ、4款衛生費は、いずれも実績及び実績見込みに基づく減額補正。

28ページになりますが、2項の清掃費ですが、ごみ処理及びし尿処理に係る川西清掃センターへの負担金及び新クリーンセンター整備負担金の減額の補正を計上いたしました。

29ページに移りますが、5款1項農業費は、1目農業委員会費で、農業システム委託料、委託費の確定による減額。

2目農業総務費は、職員移動に伴う給与の減額。

3目農業振興費では、6次産業化施設設計委託料108万円の減額。

30ページになりますが、負担金貸付金では、有害鳥獣対策協議会等実績による、それぞれ増額と減額でございます。

また、人農地プラン事業経費では、青年就農給付金経済対策給付前倒し支給による5名分の給付金を増額計上いたしました。

31ページ、5目都市農村交流費は、交流促進センター実績及び実績見込みによる減額補正でございます。

32ページをお願いいたします。

2項林業費、2目林業振興費、3目森林造成事業費、4目林道維持費は、いずれも実績及び実績見込みによる減額でございます。

3項土地改良費は、県営ため池等整備事業確定に伴う減額補正でございます。

33ページ、6款商工費、2項観光費は、実績及び実績見込みによる減額でございます。

34ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費は、実績による減額。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良舗装費は、町道小学校線について27年度事業とするため、設計管理委託料及び用地買収費の減額。

また、生コン舗装については、要望が少なかったため、実績により減額するものがございます。

5目橋梁維持費は、法改正による法定点検化により皆減といたします。

6目社会資本総合交付金道路整備事業費は、交付額決定に伴う減額補正を計上、その他経費につきましては、実績見込みによる補正でございます。

36ページをお願いいたします。

3項河川費、4項住宅費、37ページの5項下水道費は、いずれも確定及び実績に伴う補正計上でございます。

38ページをお願いいたします。

8款消防費についても、再生可能エネルギー事業及び防災情報通信設備事業確定に伴う補正でございます。

9款教育費、1項教育総務費では、教育振興経費で、立科高校育成会への補助金として、通学バス運行分150万円、学習塾ポプラアカデミー準備費用76万2,000円、バス乗降回転所整備費用138万6,000円、39ページになりますが、教育文化振興協議会への交付金300万円、計664万6,000円を増額計上いたしました。

なお、財源にはふるさと寄附金を充当いたします。

2項小学校費ですが、40ページになります、3項の中学校費につきましては、財源充当及び実績による補正でございます。

41ページをお願いいたします。

5項社会体育費は、雨天中止となりました町民大運動会未執行経費を減額計上をいたしました。

42ページをお願いいたします。

6項施設管理費は、事業実績及び見込みに伴う計上でございます。

43ページ、10款災害復旧費は、事業費確定による減額補正でございます。

44ページ、歳入歳出の差額1億1,864万3,000円は、予備費で調整をいたしました。
以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

◎日程第2 議案第35号～日程第4 議案第37号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第2 議案第35号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第4 議案第37号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を願います。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第35号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算第2号は、歳入歳出予算総額にそれぞれ3,478万4,000円を追加し、予算の総額を8億9,695万1,000円とするものであります。

5ページをごらんください。

まず、歳入であります。1款1項国民健康保険税のうち、一般被保険者国民健康保険税で322万円、退職被保険者等国民健康保険税で48万8,000円、それぞれ滞納繰越分に係る増額補正であります。

3款国庫支出金のうち1項国庫負担金、6ページに移りまして、6款県支出金のうち1項県負担金で、それぞれ高額医療費共同事業負担金46万2,000円の減額補正をお願いします。いずれも平成26年1月から12月診療分から算出される共同事業拠出金に対する負担金となりますが、拠出金額確定による減額となります。

戻っていただきまして、4款療養給付費交付金では、遡及による退職資格の取得等による退職者医療交付金の追加交付決定を受け、3,200万円の増額補正となります。

次に、7ページ歳出をごらんください。

2款保険給付費のうち1項療養諸費、一般被保険者療養給付費で2,400万円、2項高額療養費、一般被保険者高額療養費で600万円、退職被保険者等高額療養費で200万円の増額補正をするものです。それぞれ実績見込みから算出しておりますが、一般療養給付費が伸びていることから今回増額の補正をお願いするものです。

8ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金のうち、高額医療費共同事業医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれ額の確定により減額補正をするものです。

8款保健事業費では、人間ドック等補助金の実績見込みによる増額補正。

10款諸支出金では、前年度の療養給付費等負担金と特定健診国庫負担金の各確定による返還金となり、827万9,000円を増額補正するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

続きまして、議案第36号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ66万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,914万円とするものでございます。

4 ページをごらんください。

歳入であります。4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金で、66万4,000円の増額となります。これは所得に応じた保険料の軽減分に係る繰入金ですが、対象被保険者数の増加に伴い負担金が増加したことによるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。先ほどの歳入繰入金の関連内容による同額の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

補正予算（第3号）は、歳入歳出予算総額からそれぞれ3,639万8,000円を減額し、予算の総額を7億9,613万9,000円とするものであります。

5 ページをごらんください。

歳入より、4款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、実績見込みに伴い587万7,000円の減額補正です。

2項国庫補助金、1目調整交付金では、実績に伴う852万8,000円の減額、3目事務費交付金では、介護報酬改定に伴うシステム改修にかかる補助金を、国の基準により交付内示額の303万9,000円を計上いたしました。

5款支払基金交付金では、本年度の実績の見込みにより1,352万1,000円の減額補正をお願いします。

6 ページに移りまして、6款県支出金では、本年度の介護給付費の実績見込みにより847万2,000円の減額補正をお願いいたします。

10款繰入金、1項一般会計繰入金では、国庫補助金の事務費交付金増額に伴う関連減額です。

7 ページをごらんください。

歳出では、1款総務費では、補正額の変更はありませんが、歳入の事務費交付金の増額に伴い特定財源の充当額内訳を変更しております。

飛んで、9 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費、施設サービス給付費とも、実績見込みにより2,350万円の減額をお願いするものです。

10ページをごらんください。

6 款予備費では、歳入の減額部分について調整し、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金では、前年度の介護報酬改定に伴うシステム改修補助金の精算に伴う返還金として、45万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第5 議案第38号～日程第6 議案第39号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第38号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について及び日程第6 議案第39号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についての2件を一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長（武重栄吉君） それでは、議案第38号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明をいたします。

1 ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,400万5,000円を減額し、それぞれの総額を4億3,407万3,000円とするものでございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入のうち1 款分担金及び負担金ですが、112万3,000円減額します。これは茂田井地区下水道事業新規接続がなかったということによるものでございます。

3 款国庫支出金につきましては、500万円減額いたします。予定しておりました農集排4地区の整備計画策定補助金の減によるものでございます。

5 款繰入金ですが、一般会計からの繰入金を1,788万2,000円減額いたします。これは各処理区における管理経費の実績見込みによるもので、内訳は歳出の中で説明させていただきます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1 款1 項下水道管理費の1 目下水道等管理費は、609万円の減となります。これは今年度計画しておりました農集排4地区整備計画策定事業に対する、先ほど歳入の国庫支出金の中でもご説明申し上げましたけれども、補助金が見送られたということから事業を27年度に繰り延べたことと、一般職級の減額につきましては、職員の退職によるものでございます。

2目ごみプラ等管理費は、27年度予算でも説明申し上げましたけれども、大城処理場の機械設備の撤去について工法等をもう少し検討させていただくため、工事請負費1,237万7,000円を皆減とさせていただきました。

次ページの2項1目下水道等事業費では、浄化槽設備設置整備補助金30万円の減、2目茂田井下水道事業経費では、新規加入の接続工事に伴う委託料及び工事負担工事請負費を皆減とします。

2款公債費につきましては、ごらんのとおり特定財源の振り替えでございます。

8、9ページにつきましては、給与費明細を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第39号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明をいたします。

1ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますが、第2条 平成26年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

第51款水道事業費用の第1項営業費用を435万2,000円増額し、2億3,601万2,000円とします。第4項の予備費から充当いたします。

また、第3条では、給与改定等に伴い議会の議決を得なければ流用することができない経費として予算第5条中、職員給与費を2,168万4,000円に改めます。

内訳は、2ページをごらんください。

第2条について、2目排水及び給水費、4目総係費は、職員の給与手当に係るもの、5目減価償却費、6目資産減耗費につきましては、平成25年度中に取得あるいは除却した資産に係るものでございます。3、4ページは給与費明細でございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第7 議案第40号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第40号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第40号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条 予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,239万4,000円を7,316万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金7,629万1,000円を6,774万

2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額610万3,000円を542万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、資本的支出を923万2,000円減額し、7,316万2,000円にいたします。内訳としては、第1項の建設改良費でございます。

2ページをお願いいたします。

収益的支出の索道事業費用の総額に増減はありません。第1項の営業費用、1目リフト営業費用、第2節手当中の細説であります時間外勤務手当を1万5,000円減額し、期末手当、勤勉手当の差額7,000円と、第4節法定福利費8,000円の増額に充てるものでございます。

資本的支出では、いずれも事業費確定による減額で、1目のリフト整備費913万4,000円、3目の公設設備費9万8,000円を減額し、資本的支出の総額を7,316万2,000とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成26年度索道事業予定キャッシュフロー計算書（税抜）でございます。

4ページ、5ページは給与費明細書でございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第8 議案第41号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第8 議案第41号 同和对策事業で取得した公有財産の譲渡についてを議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。宮坂教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 宮坂 晃君 登壇〉

教育次長（宮坂 晃君） 議案第41号 同和对策事業で取得した公有財産の譲渡について、提案理由を説明申し上げます。

1、以下に記載のとおり、同和对策事業で取得した財産を譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同和对策事業は町が主体となり、施設、設備などを実施しましたが、施設等の利用、管理は協議会または支部が行っております。今回譲渡しようとする物件は、各地区の公共施設である集会所、あるいは共同で管理している農機具が主なもので、払い下げについて協議会と協議が整ったものであります。

払い下げ先は協議会で、譲渡金額は無償であります。払い下げ後の維持管理費は協議会負担とするものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第42号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第42号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第42号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。立科町町有地貸付条例第4条の規定による貸付料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について、議会の議決を求めるものでございます。

まず、番号1でございますが、賦課年度、平成21年度、滞納額、1万7,025円、理由、平成24年9月に本人が死亡、平成25年9月、相続人9名全て相続放棄により債権回収が見込めなくなったためでございます。番号の2、賦課年度、平成26年度、滞納額6,413円、理由、平成26年2月、破産手続開始でございます。その後、187円の配当がございました。破産手続廃止決定となりまして、未納分の納入は困難となりました。番号3、賦課年度、平成8年から平成26年、滞納額、156万700円、理由でございますが、平成26年11月、東京簡易裁判所へ公示送達、その後所在不明が確定、契約解除をいたしましたが行方不明であり未収金の徴収が見込めません。

以上、3件について説明を申し上げます。ご審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第10 議案第43号～日程第11 議案第44号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第10 議案第43号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について及び日程第11 議案第44号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての2件を一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長（武重栄吉君） それでは、議案第43号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町給水条例第23条の規定による水道料金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり水道使用料の不納欠損に係る請求権の放棄について、議会の議決をお願いするものでございます。

1番ですが、調定年度が平成24年度、使用料3,100円、相続人不存在によるもので

ございます。2番、調定年度、平成15年から20年度、110万7,780円、破産によるものでございます。3番、調定年度が平成19年から21年、11万580円、これは相続人不存在によるものでございます。4番、調定年度、平成20年、21年度、使用料5万400円、こちらは破産によるものでございます。4件、合計127万1,860円でございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第44号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例第8条の規定による使用料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について、議会の議決をお願いするものでございます。

1番ですが、調定年度、平成20年、21年度、使用料5万1,480円、こちらは破産によるものでございます。2番、調定年度、平成15年から20年度、59万8,030円、こちらも破産によるものでございます。2件、合わせて64万9,510円となります。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第12 議案第45号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第12 議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり立科町陣内森林公園の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

まず、施設の名称でございますが、立科町陣内森林公園、2としまして、指定管理者の名称等、有限会社マスセンター、3、指定の期間でございますが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年でございます。

選定に当たりましては、本施設に隣接をしており立地条件等を熟知し、本施設の設置目的を達成するための事業が相乗効果により期待できる、当施設の管理運営実績もあり適正な運営の確保を図ることができるというようなことから、公募によらず選定をいたしました。

また、選定に当たりましては、書類審査、1次評価、2次評価の審査を実施し、公平、公正な観点から厳正に審議を行ってまいりました。施設の設置目的である農林水産業の健全な発展、地域経済の活性化を推進するための各種イベント等の計画、利用

者の視点に立った管理、運営方針、サービスの向上に対する熱意や、地域に積極的に貢献していこうとする姿勢等を評価をし選定をいたしました。

また、当該施設周辺の整備計画が検討されていることから、今回の指定期間は3年間といたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前10分52分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り議事を再開します。

お諮りします。ただいま、3月2日、小宮山町長から提出された議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回したいとの申し出があります。議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。同じく3月2日、小宮山町長より提出された議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回したいとの申し出があります。議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第14号～追加日程第2 議案第16号

議長（滝沢寿美雄君） 追加日程第1 議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について撤回の件及び追加日程第2 議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について撤

回の件の2件を一括議題とします。

小宮山町長から、議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件の理由の説明を求めます。
小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） ただいま議題となりました案件につきまして、本議会定例会へ提案提出申し上げましたが、内容の精査が足りず、内容錯誤があり取り下げを申し出ます。大変申しわけございませんでした。改めて、本会期中に提案させていただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。初めに、ただいま議題となっております議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を許可することに決定しました。

続いて、お諮りします。議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、撤回の件を許可することに決定しました。

お諮りします。ただいま小宮山町長から議案第46号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。議案第46号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 議案第46号～追加日程第4 議案第47号

議長（滝沢寿美雄君） 追加日程第3 議案第46号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び追加日程第4 議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第46号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長は特別職の身分のみを有することとなるため、標題の特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の標題を、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例に改正をするものでございます。従来の標題から等を取りまして、特別職のみという条例に改めます。

また、条文中の第1条中及び教育長を削るものでございます。第2条第2項は、期末手当及び寒冷地手当に関する規定であり、県の人事委員会勧告に準拠をし、昨年12月に12月支給の期末手当を0.15月引き上げをいたしました。6月支給と12月支給の支給率の均衡を図るため改正をするものでございます。

なお、年間支給率には変更はございません。

附則第8項は、給料月額の特例を規定したものでございますが、常勤特別職の給料月額を、平成27年4月1日から同4月29日まで町長の任期の間、町長は68万1,000円を52万9,000円に、副町長は60万8,000円を51万円に、教育長は54万3,000円を48万円に読みかえ、いわゆる減額をすることについての条例の改正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第46号と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長は特別職の身分のみを有することとなるため、条例の標題を特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例に改めるものでございます。

次に、第1条でございますが、目的を規定したものでございますが、「及び教育長」を削るものでございます。施行期日につきましては、議案第46号、47号、いずれも平成27年4月1日からの適用でございます。附則で、経過措置といたしまして、現教育長が在職する期間は適用をしないこととしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしく願いをいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

(午前11時20分 散会)